

受付期間にご注意ください!

平成29年度

# 幼稚園・保育所・認定こども園等 入園申込受付のご案内

幼稚園・保育所・認定こども園等の入園には「認定」が必要です

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことに伴い、幼稚園・保育所・認定こども園等に入園するためには、「認定」を受けていただく必要があります。

子どもの年齢や保護者の就労状況、利用を希望する施設に応じて3つの認定区分(右表参照)に分けられ、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

認定区分	入園希望のお子さん		利用施設
1号認定	満3歳以上	保育を必要としない場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		保護者の就労などで、保育を必要とする場合 ※保育の必要量によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満		・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業

※2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間 (フルタイム就労などを想定)	1日最長11時間
保育短時間 (パートタイム就労などを想定)	1日最長8時間

## 幼稚園 ▶

受付期間 11月9日(水)～14日(月)

※願書の交付は11月1日(火)～

問合せ 教育委員会教育総務室(☎84-5072)または各幼稚園

**入園資格** 市内在住で次の期間に生まれた幼児

▷3歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日

▷4歳児…平成24年4月2日～平成25年4月1日

▷5歳児…平成23年4月2日～平成24年4月1日

※平成29年3月末までに、市内に住所を異動する予定でも応募できます(確約書が必要)。

**願書の交付** 11月1日(火)(土・日曜日、祝日を除く)から、各幼稚園でお渡しします。

**願書の受付** 11月9日(水)～14日(月)(土・日曜日を除く)の午前9時～午後5時15分に、各幼稚園へ提出してください(複数の園に提出することは不可)。

**保育時間** 午前8時30分～午後2時

(土・日曜日、祝日を除く)

※水曜日は午前11時30分まで

※3歳児は当初保育時間が異なります。

**その他**

▷応募者が募集人数を超えた場合は、11月26日(土)に抽選を行います。

▷募集人数に満たない場合は、二次募集を行います。

▷認定申請書は、入園内定後にお渡しします。



園名	所在地	電話番号	募集予定人数(定員数)		
			3歳児[3年保育]	4歳児[2年保育]	5歳児[1年保育]
亀山幼稚園	江ヶ室一丁目2番10号	82-0336	25人(25人)	11人(35人)	6人(35人)
亀山東幼稚園	本町一丁目9番17号	82-5037	25人(25人)	10人(35人)	11人(35人)
井田川幼稚園	みどり町53番地1	82-9054	25人(25人)	10人(35人)	12人(35人)
みずほ台幼稚園	みずほ台14番地295	83-1900	25人(25人)	10人(35人)	17人(35人)

※募集予定人数は、平成28年9月1日時点の在園児数による。

# 保育所・認定こども園等

▶ **受付期間 11月7日(月)～18日(金)**  
※申込書等の交付は11月1日(火)～

**問合せ** 健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室(☎84-3315)

## 申込資格

### 1号認定

⇒**関認定こども園アスレ**

市内在住で次の期間に生まれた幼児

- ▷ 3歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日
- ▷ 4歳児…平成24年4月2日～平成25年4月1日
- ▷ 5歳児…平成23年4月2日～平成24年4月1日

### 2号認定

⇒**各保育所、関認定こども園アスレ**

### 3号認定

⇒**各保育所、関認定こども園アスレ、小規模保育事業**

市内在住で平成23年4月2日以降に生まれた就学前の保育が必要(下記参照)な乳幼児。ただし、入所日時点で満6カ月以上とします(2号認定・3号認定共通)。

**申込書等の交付** 11月1日(火)(土・日曜日、祝日を除く)から、健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室(あいあい)、または市民文化部関支所地域サービス室で申込書・認定申請書をお渡しします。

**申込書等の受付** 11月7日(月)～18日(金)(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室(あいあい)、または市民文化部関支所地域サービス室へ申込書・認定申請書を提出(認印の持参)してください。

## その他

- ▷ 入所の決定は受付順ではありません。
- ▷ 1号認定は、応募者が募集人数を超えた場合は、11月26日(土)に抽選を行います。
- ▷ 2号認定・3号認定は、保護者の就労状況等により入所の利用調整を行います。
- ▷ 募集人数に満たない場合は、二次募集を行います。



## <保育所>

	保育所名	所在地
市立	第一愛護園	南崎町 751 番地
	第二愛護園	本町四丁目 8 番 25 号
	みなみ保育園	天神三丁目 2 番 33 号
	神辺保育園	太岡寺町 1259 番地 2
	昼生保育園	中庄町 695 番地 3
	和田保育園	和田町 1488 番地 168
私立	川崎南保育園	長明寺町 250 番地 2
	加太保育園	加太板屋 4620 番地
	第三愛護園	南野町 9 番 1 号
	亀山愛児園	東町一丁目 10 番 16 号 1
	川崎愛児園	川崎町 4928 番地
	野登ルンビニ園	両尾町 2193 番地
	なのはな保育園	川合町 1209 番地

## <認定こども園>

認定こども園名	所在地
(市立)関認定こども園アスレ	関町木崎 786 番地

※認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の就労状況に関わりなく利用できる、教育・保育を一体的に行う施設です。

## <小規模保育事業>

小規模保育事業施設名	所在地
(私立)ちびっこかめやま園	上野町270番地20

※小規模保育事業は、0歳～2歳のお子さんを対象に定員19人以下の小規模な環境で行う保育です。保育内容(給食の提供、保育時間、利用者負担額(保育料))などは、認可保育所に準じています。

## “保育が必要”な場合とは?

保護者が働いていたり、出産、病気、病人の看護などで家庭での保育ができないと認められる場合です。

「下の子に手がかかる」「集団生活に慣れさせる」「社会生活を身につけさせる」「近所に友達がいない」「就学前だから」というような理由では入所できませんので、あらかじめご了承ください。